



コーポレート・ガバナンスについての考え方

アルテックグループは、グローバル化する経営環境の中で、健全な企業活動を通じて持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図ることが、ステークホルダーの利益に適うものであると認識し、経営の効率性と透明性の確保、経営監督機能の強化が重要であるとの考えに基づいてガバナンス体制の強化に努めます。

1 コーポレート・ガバナンス

1-1 コーポレート・ガバナンス体制の概要

1-1-1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グローバル化する経営環境の中で、健全な企業活動を通じて持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図ることが、株主、お客様、取引先等ステークホルダーの利益に適うものであると認識しております。そのため、経営の効率性と透明性の確保、経営監督機能の強化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の構築・改善に努めております。

1-1-2 取締役会および執行役員制度

取締役会は、取締役 11 名（うち 4 名は社外取締役）で構成しております。取締役会は、原則月 1 回開催し、経営方針をはじめ法令・定款・取締役会規程に定められた事項や経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離

して役割と責任を明確化し、それぞれの機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

1-1-3 経営会議

取締役（社外取締役は任意）、執行役員および各部門長が出席する経営会議を原則月1回開催しております。本会議では、取締役会決議事項、その他経営上の重要事項等について審議・決定するとともに、各部門から報告を受けております。

1-1-4 社外取締役・監査役会議

・社外取締役、社外監査役および常勤監査役で構成する「社外取締役・監査役会議」を定期的で開催しております。本会議では、社外取締役が、情報収集力の強化を図るとともに監査役と情報を共有し連携しております。本会議は社外取締役4名、社外監査役2名および常勤監査役1名で構成されております。

1-1-5 監査役および監査役会

・当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。各監査役は、監査役会で決定した監査方針および監査計画に基づいて監査を行っております。また、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役または使用人から職務の執行状況の報告・説明を受けるとともに、それぞれの知見に基づいた提言を行っております。原則月1回開催される監査役会では、これらの情報の共有化、および経営の執行状況についての意見交換を行っており、取締役の職務について、法令・定款に適合しているか、善管注意義務・忠実義務違反がないかなどを監査しております。

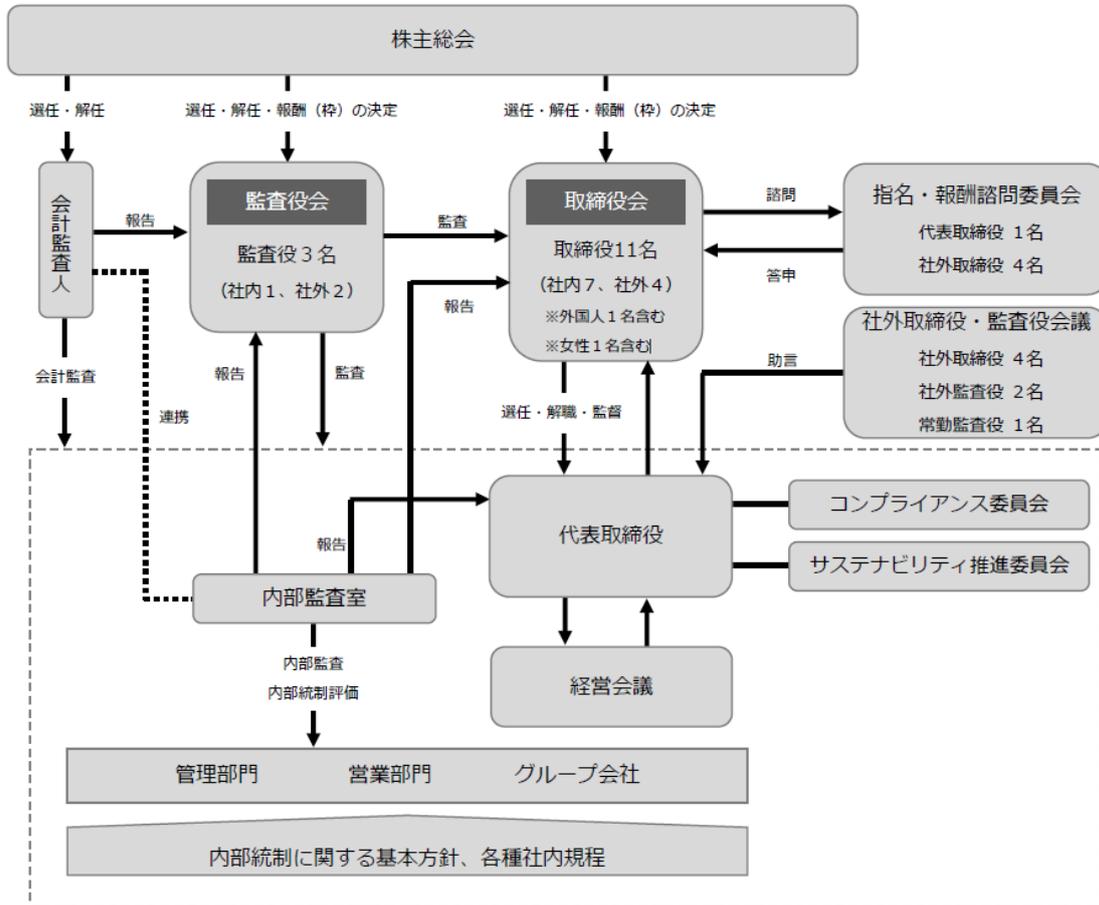
1-1-6 内部監査体制および三様監査体制

・内部監査は、内部監査室が監査計画に基づいて、独立した立場から当社およびグループ各社の法令遵守状況、不正・不祥事の有無、リスク管理体制の整備運用状況および内部統制システムの有効性・適正性について監査を実施し改善提案等を行っております。

・監査役は会計監査人から、会計監査にかかるプロセス、監査上重要な会計項目、財務諸表の監査結果、内部統制の整備・運用状況等について報告を受け、意見交換を実施しております。また、常勤監査役と内部監査室は監査業務において常に連携をとっており、常勤監査役は必要に応じて内部監査に同行しております。このように、監査役・会計監査人・内部監査室の三者間の連携体制ができており、適切に機能しております。

1-2 コーポレート・ガバナンス体制図

1-2-1 コーポレート・ガバナンス体制図 (2025年2月27日時点)



1-2-2 コーポレート・ガバナンス体制の状況 (2025年2月27日時点)

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

1 - 3 社外役員選任理由

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 敏明	○	—	<p>同氏は、海外経験、特に当社の重要事業基盤である中国ビジネスに深い見識と実績を有しております。また、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、その実績・見識は高く評価されております。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役といたしました。</p> <p>同氏は当社との間には資本関係、取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ております。</p>
中尾 光成	○	—	<p>同氏は、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、その実績・見識は高く評価されております。現在は、自らも代表取締役として会社経営に携わっておられます。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役といたしました。</p> <p>同氏は、NKR パートナーズ株式会社代表取締役であります。また、兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏は当社との間には資本関係、取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ております。</p>
中辻 義則	○	<p>中辻義則氏は当社の会計監査法人である東陽監査法人の社員として2005年から2011年まで従事しておりましたが、同氏の独立性に問題がないと判断しております。</p>	<p>同氏は他の会社で代表取締役として経営に関与された経験があり、また公認会計士として上場会社の監査業務に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役といたしました。</p> <p>同氏は、中辻義則会計事務所代表および株式会社 CVO 代表取締役であります。また、当社と兼職先の間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ております。</p>

中野 敬子	○	—	<p>中野敬子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として民事調停官、様々な委員や講師に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの高い専門性と経験に基づき S D G s 経営への取り組みおよびガバナンスの強化への貢献や的確な助言、重要な意思決定、経営全般に対する監督機能などに十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役役に選任しております。同氏は、常葉法律事務所所属弁護士ですが、当社と兼職先の間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。</p>
石川 剛	○	—	<p>同氏は、弁護士として専門的知見と豊富な経験を有しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役といたしました。</p> <p>同氏は、桜田通り総合法律事務所シニアパートナー、株式会社建設技術研究所社外監査役ですが、各兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p>
豊島 絵	○	—	<p>同氏は、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験を有しております。現在は、自らも代表取締役として会社経営に携わっており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役といたしました。</p> <p>同氏は、税理士法人 TM 総合会計事務所代表社員、株式会社 TMS 代表取締役、みさき監査法人代表社員、上海豊矩管理諮詢有限公司董事長、台湾豊矩管理諮詢有限公司董事長および株式会社 j i g . j p 社外監査役ですが、当社と各兼職先の間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p>

取締役会のスキルマトリックス（2025年2月27日時点）

氏名	地位	専門性/経験					
		経営経験	財務・会計	リスクマネジメント	事業戦略・マーケティング	法務・コンプライアンス	国際性・海外駐在
池谷 壽賢	代表取締役社長	○	○	○	○	○	
張能 徳博	取締役	○		○	○	○	○
井上 賢志	取締役執行役員	○		○	○		○
山根 清秋	取締役執行役員	○		○	○		○
濫谷 博規	取締役執行役員	○		○	○		○
奥田哲太郎	取締役執行役員	○		○	○		○
李 曉敏	取締役執行役員	○		○	○		
荒井 敬明	社外取締役	○	○	○			○
中尾 光成	社外取締役	○	○	○	○		
中辻 義則	社外取締役	○	○	○			
中野 敬子	社外取締役			○		○	
藤田 清貴	常勤監査役	○	○	○		○	○
石川 剛	社外監査役	○		○		○	
豊島 絵	社外監査役	○	○	○			○

1-4 指名・報酬諮問委員会

・取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。本委員会は取締役5名（うち社外取締役4名）で構成されており、社外取締役が過半数を占めております。本委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員の指名に関する事項や取締役および執行役員の報酬に係る事項を審議のうえ取締役会に答申することで、決定プロセスの公正性および透明性を確保しコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ってまいります。

1-5 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的とし、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。詳細については、弊社コーポレート・ガバナンス報告書「補充原則 4-11③」をご参照ください。

1-6 役員報酬等

1-6-1 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社の取締役（社外取締役を除く）報酬制度は、役位、職責、貢献度、業績等に応じたものであること、また当社の目指す業績水準（中期経営計画など）の実現に向けた企業価値向上に必要な人材の確保および成長意欲を喚起する競争力のある報酬制度であることを基本方針としております。また、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬等および非金銭報酬等によって構成されております。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であるため基本報酬のみとしています。

1-6-2 各報酬の概要

基本報酬に関する方針

基本報酬は、外部専門機関の調査に基づく他社水準（同規模等のベンチマーク対象企業群）の報酬水準を参考に役位、職責に応じて決定しております。

1-6-3 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、単年度の連結営業利益に基づき短期業績連動報酬（賞与）として毎年、一定の時期に支給します。なお、その総額は連結営業利益の5.0%以内とし、個別の配分については役位、職責、貢献度、業績に応じて決定しております。

1-6-4 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、金銭報酬とは別枠で金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産とし給付し出資の履行をすることにより当社譲渡制限付株式が割当てられます。なお、当該金銭報酬債権の総額は年間30百万円以内、当該株式数の上限を年15万株以内とし、個別の配分については役位、職責、貢献度、業績等に応じて決定しております。

1-6-5 報酬等の割合に関する方針報酬の構成比率

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等 = 7：2：1

1-7 政策保有株式

当社は、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」とし、それ以外を目的として保有する株式を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」（以下、「政策保有株式」）と区分しております。政策保有株式につ

いて、当社は、企業価値向上に向けて戦略上重要な協業および取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として保有しない方針としております。保有する政策保有株式につきましては、個別銘柄ごとに保有目的や保有に伴う便益・リスク等の経済合理性の検証を行い、取締役会において保有の適否を判断しております。また、保有意義の薄れた株式については当該企業の状況を勘案したうえで段階的に売却することとしております。

1-8 サステナビリティ推進委員会

委員長	代表取締役社長
委員	取締役、グループ会社社長
事務局	サステナビリティ推進委員会事務局

1-8-1 本委員会設置の目的

「世の中の優れた商品を提供しモノづくりの支援を通じて社会に貢献する」というビジョンのもと、企業活動を通じた持続可能な企業価値の向上および持続可能な社会の発展を目指し、サステナビリティに関する取り組みを推進するため「サステナビリティ推進委員会」（以下「本委員会」といいます。）を設置することといたしました。

1-8-2 本委員会の役割

代表取締役社長の指示のもと、当社グループのサステナビリティ経営における基本方針や戦略の策定、施策の立案、目標に関する進捗管理および重要課題（マテリアリティ）の特定等について審議し、定期的に取締役会に報告いたします。

1-8-3 本委員会の構成

委員長は当社の代表取締役社長が務めます。委員は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員、ならびに当社グループ会社の社長等で構成されます。なおオブザーバーとして、常勤監査役は常時、社外取締役および社外監査役は適宜参加いたします。

2 情報開示体制

2-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主を重要なステークホルダーと認識しており、株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応するよう努めております。

2-2 情報開示

経営内容の透明性を高めるために、総務部（広報・IR 課）及び関係部門が協力して情報を適時公開するとともに、IR 活動の一環として決算説明会を開催し、株主や投資家の皆様へ事業の状況と今後の方向性について報告及び説明を行っております。併せて、コーポレートサイト等を通じて経営情報の迅速かつ適切な開示を行っております。

3 内部統制システム

3-1 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

3-1-1 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程等を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・整備を行います。
- ・「社内通報規程」に基づき、コンプライアンス等に係る通報または相談の受付窓口として、社内及び社外に「アルテック・ホットライン」を設置し運営します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応します。

3-1-2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録・経営会議議事録・決裁書等、当社の取締役の職務の執行に係る重要文書は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

3-1-3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業遂行上の様々なリスクについて、リスクの識別・分類・分析・評価を行うことにより、損失発生の未然防止に努めます。
- ・リスク管理の統括主管部門は、リスクの分析・評価結果を踏まえて、経営会議及び取締役会にリスク管理状況及びリスク管理体制を報告・付議し、承認を得ます。
- ・危機が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき当社に危機対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を図ります。

3-1-4 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役会の決議事項及び報告事項（グループ各社に関する重要事項を含む）として定められた事項について審議する。また、「経営会議規程」に基づき経営会議を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議します。
- ・執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進します。
- ・「職務権限規程」に基づき、取締役及び各職位の職務と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営

を図ります。

3-1-5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理の主管部門を設置するとともに、グループ各社には経営上及び業務上の重要事項について当社への申請・報告を義務付けます。

・原則として、法令の範囲内で当社の取締役或いは使用人がグループ各社の役員を兼務することにより、グループ各社の経営・業務執行状況の監督を行います。

・内部監査室は、当社及びグループ各社の法令遵守及び業務全般にわたる内部統制の有効性等を監査し、その結果を代表取締役に報告します。

・監査役は、連結経営の視点を踏まえて当社及びグループ各社の監視・監査を行い、必要に応じて提言・助言を行います。

3-1-6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任します。

・監査役がその職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役が当該使用人に対する指揮命令権や当該使用人の人事評価等について、監査役の意見を尊重します。

・監査役がその職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するに当たっては、監査役の指揮・命令のみに従います。

・監査役がその職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するに当たっては、調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の代理として会議へ出席する権限を与えます。

3-1-7 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役に速やかに下記の事項を報告する。

・取締役または使用人の行為が、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正、または法令・定款違反等。

・「アルテック・ホットライン」を利用して通報のあった事項。

・当社及びグループ各社における重要な決定事項、月次報告、業務執行状況、重大な訴訟の提起等。

- ・内部監査室が実施した内部監査の結果に基づく指導事項等。
- ・監査役に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

3-1-8 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制とします。
- ・監査役は取締役会のほか、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べるができる。また、決裁書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制とします。
- ・監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報の交換を緊密に行い、監査の効率化と質的向上を図ります。
- ・監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

3-1-9 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行います。

3-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記3-1-1に記載のとおりです。

3-3 リスク管理体制の整備状況

- ・当社は「リスク管理規程」に基づき、当社が事業を推進する上で考えられるあらゆるリスクについて、毎年社内で網羅的に洗い出し、分析・評価するとともにその発生を回避・軽減するための対策を講じております。
- ・財務諸表虚偽記載のリスクについては、金融商品取引法の要請による内部統制システムの整備と運用を行うことにより適切に対応しております。
- ・コンプライアンスのリスクについては、事業に関連する全ての法令を確認し、法令遵守に向けた社内体制を確立し、社員指導を徹底しております。
- ・取締役会は、これらの取組状況に関して報告を受け、討議し、適切な経営判断を行っております。

3-4 コンプライアンス

- ・当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程等を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その

周知徹底を図っております。

・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・整備をしております。

・「社内通報規程」に基づき、コンプライアンス等に係る通報または相談の受付窓口として、社内及び社外に「アルテック・ホットライン」を設置し運営しております。

3-5 グループ会社でのコンプライアンスの取り組み

・アルテックグループの各グループ子会社において、コンプライアンス研修を実施しております。また、各グループ子会社においても、コンプライアンス・ホットラインが設置されており、本社のコンプライアンス部門に通報、相談できる体制を整えております。

3-6 コンプライアンス・マニュアル遵守事項

コンプライアンス・マニュアルでは以下の遵守事項を掲げ、社内研修などを通じて周知徹底を図っております。

- 人権の尊重、差別の禁止
- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、ジェンダーハラスメントの禁止
- 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の遵守
- 下請法（下請代金支払遅延等防止法）の遵守
- 各種業法の遵守
- 輸出入手続き
- 安全保障貿易管理
- 製品の安全性と品質の確保
- 知的財産権関連諸法の遵守
- 贈賄の禁止や贈答・接待等
- 反社会的勢力の排除
- 環境保全
- インサイダー取引規制
- 情報管理
- 会計に関する諸法令の遵守
- 利益相反行為等

[コーポレート・ガバナンス報告書（リンク）](#)